

○忠岡町老人医療費の助成に関する条例

昭和46年12月27日条例第26号

改正

昭和47年12月26日条例第33号

昭和48年3月14日条例第5号

昭和48年9月29日条例第37号

昭和48年12月24日条例第40号

昭和54年3月10日条例第9号

昭和57年12月25日条例第40号

昭和60年6月25日条例第26号

昭和61年12月27日条例第28号

平成6年9月30日条例第8号

平成9年8月29日条例第12号

平成11年7月1日条例第18号

平成12年3月8日条例第13号

平成12年12月27日条例第37号

平成14年9月20日条例第17号

平成16年11月26日条例第15号

平成18年3月2日条例第9号

平成18年6月23日条例第25号

平成18年9月15日条例第28号

平成19年3月2日条例第9号

平成19年12月17日条例第24号

平成20年3月7日条例第4号

平成25年3月4日条例第7号

平成26年9月16日条例第19号

平成26年12月15日条例第28号

忠岡町老人医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成することにより、老人の健康の保持及び福祉

の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（この項を除き、以下「対象者」という。）は、忠岡町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年忠岡町条例第41号）第2条第1項に規定する者（同条第2項第2号又は第3号に該当する者を除く。）であって、同条例第2条の2の所得制限を適用した場合において同条例の規定による対象者となる者又は忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年忠岡町条例第22号）第2条第1項に規定するひとり親家庭の父、母又は養育者（同条第2項第3号又は第4号に該当する者を除く。）であって、同条例第2条の2の所得制限を適用した場合において同条例の規定による対象者となる者
 - (2) 平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得）が規則で定める額以下の者
 - (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく結核に係る医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得）が規則で定める額以下の者
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に基づく精神通院医療を受けている者で前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得）が規則で定める額以下の者
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は対象者としなない。
- 3 第1項第2号から第4号までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第3条 町は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費について保険給付が行われた場合（食事療養、生活療養及び訪問看護療養に係る給付を除く。）における療養に要する額のうち、国民健康保険法の規定による被保険者（被保険者であった者を含む。）又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額から、規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われた場合

(助成の実施時期)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成申請のあった日から行うものとする。ただし、現に忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例又は忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けている者が65歳に到達することにより本条例に基づく助成を受けることができる場合（その者が65歳に到達する日の翌日の属する月に、次条の規定による医療費の助成の申請があった場合に限る。）は、前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成の申請があった日の属する月の初日から行うものとする。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により次条の規定による申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後14日以内にその申請をしたときは、前条の規定による助成は、前項本文の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかった日から開始する。

3 前項の規定により前条の規定による助成を開始する場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「次条の規定による医療費の助成の申請があった場合」を「次項の規定により前条の規定による助成を開始した日が属する場合」に、「次条の規定による医療費の助成の申請のあった日」を「次項の規定により前条の規定する助成を開始した日」に読み替えるものとする。

(申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、規則で定めるところにより医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 前条の規定により、医療証の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、町長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成額を町長が契約医療機関に支払うことによって行う。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(届出義務)

第10条 対象者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところによりその旨を町長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(返還)

第12条 町長は、虚偽その他不正行為により助成を受けた者があったときは、その者又は対象者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

(条例廃止)

- 2 忠岡町国民健康保険被保険者の高齢者に対する医療費補助金支給条例（昭和45年9月忠岡町条例第21号）は、この条例施行の日から廃止する。

(経過規定)

- 3 前項の条例にもとづき昭和46年12月31日までに療養を受けたものに対する医療費補助金の支給については、なお、従前の例による。

附 則（昭和47年12月26日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の忠岡町老人医療の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであった者に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月14日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の日において、現に継続して居宅において臥床している者又は入院している者に対する改正条例第2条第1項第3号の適用については、施行日前の当該期間を通算するものとする。

附 則（昭和48年9月29日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例の適用を受け助成が行なわれるべきであった者に係る助成については、なお、従前の例による。

附 則（昭和48年12月24日条例第40号）

(施行期日)

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和54年3月10日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過規程）

2 改正前の条例に基づいて、昭和54年3月31日までに受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月25日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に行われた第1条の規定により改正される前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例による老人医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年6月25日条例第26号）

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月27日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又はこの条例による改正前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例第2条に規定する社会保険に関する法律に基づいて療養の給付を受けたものについては、この条例による改正後の条例第3条及び第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第8号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年8月29日条例第12号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年7月1日条例第18号）

改正

平成14年9月20日条例第17号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和4年11月2日から昭和9年10月31日までの間に生まれた者についての平成11年11月1日から平成14年9月30日までの間に行われる療養に関する社会保険各法の規定による療養に関する保険給付に係る医療費の助成については、この条例による改正後の忠岡町老人医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月8日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成12年12月27日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の忠岡町老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月20日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成11年忠岡町条例第18号）附則第2項の規定により、なお従前の例によるとされた者のうち昭和7年10月1日から昭和9年10月31日までの間に生まれた者についての平成14年10月1日から平成16年10月31日までに行われた療養に関する社会保険各法又は、国民健康保険法の規定に関する保険給付に係る医療費の助成については、その者の前年の所得（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者は前々年の所得）が、この条例による改正後の忠岡町老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号に規定する規則で定める額以下の場合、改正後の条例の規定を適用する。

(適用区分)

- 4 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医

療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月26日条例第15号抄）

改正

平成18年6月23日条例第25号

（施行期日）

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

（忠岡町老人医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 改正前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定は、同号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。

4 前項の規定により、なおその効力を有するとされる改正前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定を適用する場合において、平成18年7月1日から平成21年10月31日までに限り、同号中「町民税が課されていない場合又は減免されている場合」とあるのは「町民税が課されていない場合又は減免されている場合（65歳以上の者（当該年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては当該年の前年）の1月1日現在で65歳以上の者をいう。以下同じ。）にあつては前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては前々年）の税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円以下の者を含む。）」と、「町民税が課されている場合」とあるのは「町民税が課されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」と、「町民税が課せられることとなる場合」とあるのは「町民税が課せられることとなる場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成18年3月2日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第25号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(忠岡町老人医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の忠岡町老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療に要した費用について適用し、同日前に係る医療に要した費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月17日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例(平成16年忠岡町条例第15号)附則第3項によりなおその効力を有することとされる者については、この条例による改正前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条、第4条及び第9条の規定はこの条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条第1項中「老人保健法第28条」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と、「同法第46条の8」とあるのは「同法第84条」と、旧条例第9条第1項中「法第28条」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」と読み替えるものとする。
- 3 この条例による改正後の忠岡町老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月7日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成26年9月16日条例第19号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月15日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後において第6

条に規定する医療証の交付を受ける者について適用し、同日前において医療証の交付を受けた者については、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による。

○忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月24日条例第41号

改正

昭和57年12月25日条例第40号

昭和59年9月19日条例第23号

昭和60年6月25日条例第27号

平成4年3月9日条例第7号

平成6年9月30日条例第8号

平成9年3月4日条例第1号

平成11年3月5日条例第2号

平成12年3月8日条例第13号

平成16年11月26日条例第15号

平成17年9月13日条例第33号

平成18年3月29日条例第19号

平成18年9月15日条例第28号

平成19年12月17日条例第23号

平成20年3月7日条例第4号

平成26年9月16日条例第19号

忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者及び知的障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、忠岡町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体

障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者

(2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障害の程度が中度以上であると判定された者

2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険又は社会保険各法の規定により、国民健康保険法の規定による被保険者(被保険者であった者を含む。)又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。)(以下これらを「被保険者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 忠岡町老人医療費の助成に関する条例(昭和46年忠岡町条例第26号)による老人医療費の支給を受けることができる者

(所得の制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年(各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年)の所得が、規則に定める額を超える者は、対象者としな

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間は、同項の規定は適用しない。

3 第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。

4 前項の規定により規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、第1項に

規定された額以下になる者については、対象者とする。

(助成の範囲)

第3条 町は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養及び訪問看護療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、被保険者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われた場合

(助成の適用)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があった日から適用する。

(申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者が、町長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の規定による助成額に相当する金額を町長が契約医療機関に支払うことによって行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定による助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が速やかにその旨を、町長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還等)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月25日条例第40号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月19日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年6月25日条例第27号)

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月9日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日条例第8号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月8日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成16年11月26日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

（忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月13日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の

規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月 7 日条例第 4 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月16日条例第19号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

○忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和55年9月12日条例第22号

改正

昭和56年12月24日条例第28号

昭和57年12月25日条例第40号

平成3年12月21日条例第30号

平成6年3月31日条例第6号

平成6年9月30日条例第8号

平成9年3月4日条例第1号

平成10年9月28日条例第22号

平成11年3月5日条例第2号

平成12年3月8日条例第13号

平成16年11月26日条例第15号

平成17年3月7日条例第8号

平成17年9月13日条例第33号

平成18年3月29日条例第19号

平成18年6月23日条例第25号

平成18年9月15日条例第28号

平成19年12月17日条例第23号

平成20年3月7日条例第4号

平成21年3月3日条例第4号

平成22年3月3日条例第7号

平成24年3月2日条例第6号

平成26年9月16日条例第19号

忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

忠岡町母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例（昭和54年忠岡町条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と健康の保持を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 18歳未満の児童及び18歳に達した日からその日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) ひとり親家庭 次のいずれかに該当する児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、児童が父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、規則で定める程度の障害の状態にある場合を除く。)に養育されている場合を除く。

ア 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消した児童

イ 父又は母が死亡した児童

ウ 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父又は母の生死が明らかでない児童

オ アからエまでに掲げる児童に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(3) 養育者 次のいずれかに掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

ア 父母が死亡した児童

イ 父又は母が監護しない前号アからオまでに掲げる児童

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本町の区域内に住所を有する者のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3号に掲げる児童

2 その他前項に掲げる者に準ずる規則で定める者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

- (2) 忠岡町老人医療費の助成に関する条例（昭和46年忠岡町条例第26号）の規定による医療費の助成を受けることができる者
- (3) 忠岡町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年忠岡町条例第41号）の規定による医療費の助成を受けることができる者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障がい児入所施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）

（所得の制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間は、同項の規定は適用しない。
- 3 第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、

第1項に規定された額未満となる者は除く。

(医療費の助成)

第3条 町は、対象者の疾病又は負傷について、規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われた場合

3 町は、対象者が町長と契約を締結した病院、診療所、又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の助成があったものとみなす。

(医療証の申請)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める手続に従い、あらかじめ町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づいて医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の開始)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日から開始する。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により、前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は前項の規定にかかわらず、その理由による申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、第3条第4項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関等に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により、医療費の助成を受けた者があるときは、町長は、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡又は担保に供することができない。

(届出の義務)

第10条 受給者は、規則で定めるところにより、住所・氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、町長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

(忠岡町乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

2 忠岡町乳児の医療費の助成に関する条例（昭和49年忠岡町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、忠岡町母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年忠岡町条例第22号）の規定により医療費の助成を受けることができる者は、この条例による医療費の助成を受けることができないものとする。

附 則（昭和56年12月24日条例第28号）

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月25日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（平成3年12月21日条例第30号）

（施行期日）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第6号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第8号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月28日条例第22号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の忠岡町母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例第2条第5項及び改正後の忠岡町被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第2条第1項第3号の規定は、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成11年3月5日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月8日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成16年11月26日条例第15号抄）

改正

平成18年6月23日条例第25号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

（忠岡町母子及び父子家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 改正後の忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月7日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月13日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月29日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月23日条例第25号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月15日条例第28号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月3日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月2日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月16日条例第19号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。